

令和7年(2025年)4月10日

保護者の皆様

野洲市立野洲中学校
校長 吉田 享史

感染症による欠席の連絡用紙について(お知らせ)

日頃より、学校教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

学校は、児童生徒等が集団生活を送る場であるため、感染症が発生した場合は感染が拡大しやすく、教育活動にも大きな影響を及ぼしかねません。そのため、感染症拡大防止の観点から、学校において予防すべき感染症が指定されています。(学校保健安全法第十九条)

お子様が体調不良などを訴え、医療機関においてこれらの感染症と診断された場合は、学校長の判断により欠席ではなく出席停止の取り扱いとなりますので、下記の連絡用紙に保護者が必要事項をご記入の上、学校へ提出していただきますようお願いいたします。

なお、それぞれの感染症により出席停止期間の基準が異なります。医師の指示を受け、出席停止の期間を必ず守っていただきますようお願いいたします。

き り と り

感染症による欠席連絡用紙

野洲市立野洲中学校 校長 様

1. 病名(診断を受けた病気に○をつけてください)

新型コロナウイルス感染症 インフルエンザ 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
水痘(みずぼうそう) 麻疹 風しん 百日咳 咽頭結膜熱(プール熱) 結核
髄膜炎菌性髄膜炎 その他の感染症()

2. 受診した医療機関名

3. 医師から学校を休むよう指示された期間

令和 年 月 日から 年 月 日まで

令和 年 月 日

年 組 生徒名

がっこう よぼう かんせんしょう しゅつせきてい し き かん
学校において予防すべき感染症と出席停止期間

	かんせんしょう しゅるい 感染症の種類	しゅつせきてい し き かん きじゅん 出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ	ち ゆ 治療するまで
第二種	新型コロナウイルス感染症	はっしょう あと か けいか 発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで
	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	はっしょう あと か けいか げねつ あと か ようじ 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
	ひやくにちせき 百日咳	とくゆう せき しょうしつ また か かん できせい 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	ましん 麻疹	げねつ あと か けいか 解熱した後3日を経過するまで
	りゅうこうせいじか せん えん 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	じか せん がつか せん また ぜつか せん しゅちよう はつげん あと か 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	ふう 風しん	はっ しょうしつ 発しんが消失するまで
	すいとう 水痘（みずぼうそう）	ほっ か ひ か すべての発しんが痂皮化するまで
	いんどうけつまくねつ 咽頭結膜熱（プール熱）	しゅようしょうじょう しょうたい あと か けいか 主要症状が消退した後2日を経過するまで
	けっかく ずいまくえん きんせい ずいまくえん 結核および髄膜炎菌性髄膜炎	びょうじょう がっこうい た い し かんせん 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	【注意】ただし、結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第2種感染症については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症 溶連菌感染症など	びょうじょう がっこうい た い し 病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで